年分(1/1~12/31支払い分) 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、特例のセルフメディケーション税制は受けられません

明石市処理欄(記入不要)									

- 医療費通知に関する事項(詳しくは裏面を参照して下さい)
 - 医療費通知を添付する場合、下記の(1)~(3)を記入して下さい。
 - ②医療費通知に記載されていない期間(10月分まで記載されている場合は11月~12月)の医療費について は、領収書を基に下記2に記入して下さい。

(1) 医療費通知に記載された自己負担額	(2) (1)のうち、その年中に 実際に支払った額	(3) (2)のうち、生命保険や社会 保険などで補てんされる金額(※)
	★ 1	* 2
日 円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた人」、「病院・薬局などの名称」ごとにまとめて記入することができます。

□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □子の他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □子の他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □子の他の医療費 □診療・治療 □介護保験サービス □医療品購入 □子の他の医療費 □子族保険サービス □医療品購入 □子の他の医療費 □子族保険サービス □医療品購入 □子の他の医療費 □子族保険サービス □医療品購入 □子の他の医療費 □子族保険サービス □子族保険サービス □子族保険サービス □子族保険サービス □子族保険サービス □子族保険サービス □子子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	医療を受けた人	病院・薬局などの名称	(交通費の記載はる	費の区分 その他の医療費に図を。)	支払った医療費	補てん金(※)
□診療・治療 □応療の温齢 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □での他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品構入 □での他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品構入 □での他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品構入 □を物を治療 □が護保険サービス □医療品構入 □を物を治療 □が療・治療 □が護保険サービス □医療品構入 □での他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品構入 □での他の医療費 □が護保険サービス □医療品構入 □での他の医療費			□診療・治療 □医療品購入	□介護保険サービス□スの他の医療费	В	В
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □をの他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □が譲保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □が譲保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □が譲保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □が譲保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □が療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					13	1.3
□診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費						
□診療・治療 □医療品購入 □診療・治療 □が経保険サービス □医療品購入 □を物しの医療費 □診療・治療 □が経保験サービス □医療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療・治療 □診療・治療 □が経保験サービス □医療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療・治療 □が経保験サービス □医療品購入 □を療品購入 □を療・治療 □が経保験サービス □医療品購入 □を療・治療 □が経保験サービス □医療・治療 □が経保験サービス □医療・治療 □が経保験サービス □医療・治療 □が経保験サービス □医療・治療 □が経保験サービス □医療品購入 □を療・治療 □が経保験サービス □医療・治療 □が経保験サービス □医療・治療 □が経保験サービス □医療品購入 □をの他の医療費 □が経保験サービス □医療品購入 □を療・治療 □が経保験サービス □を療品購入 □を療・治療						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □元 をの他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □との他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □と療品購入 □元 をの他の医療費 □応療・治療 □介護保険サービス □と療品購入 □元 をの他の医療費 □応費・治療 □介護保険サービス □と療品購入 □元 をの他の医療費 □応費・治療 □介護保険サービス □と療品購入 □元 をの他の医療費 □介護保険サービス □と療品購入 □元 をの他の医療費 □介護保険サービス □と療品			□医療品購入	口その他の医療費		
□診療・治療 □医療品購入 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □を療品購入 □が護保険サービス □医療品購入 □を療品購入 □が護保険サービス □医療品購入 □が護保険サービス □医療品購入 □が護保険サービス □医療品購入 □が護保険サービス □医療品購入 □が護保険サービス □医療品購入 □が療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □を物化の医療費 □が療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □を療品購入 □をの他の医療費						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □での他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □を原品購入 □を原品購入 □を原品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □での他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □で他の医療費 □が護保険サービス □医療品購入 □での他の医療費 □が管保険サービス □を療品購入 □での他の医療費 □がき保険サービス □を療品購入 □での他の医療費 □がきないのを療費 □がきないのを療費 □がきないのを療費 □がきないのを含ます □をないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのとないのと						
□診療・治療 □医療品購入 □を療品購入 □を療品						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □を療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費						
□診療・治療 □医療品購入 □医療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □を療品購入 □診療・治療 □応護保険サービス □医療品購入 □を療品購入 □を物他の医療費 □診療・治療 □応護保険サービス □医療品購入 □を療品購入 □を物他の医療費						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費						
□診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □での他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □医療品購入 □での他の医療費 □診療・治療 □が護保険サービス □を療品購入 □での他の医療費						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費						
□診療・治療 □医療品購入 □を療品購入 □を療品						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費						
□診療・治療 □医療品購入 □を療品購入						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費			□診療・治療			
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □診療・治療 □を療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □を療品購入 □その他の医療費			□医療品購入			
□診療・治療 □医療品購入 □を療品購入 □を療品						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費				口その他の医療費		
□診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □診療・治療 □診療・治療 □診療・治療 □の診療・治療 □のを療引						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費						
□診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □医療品購入 □その他の医療費 □医療品購入 □その他の医療費						
□医療品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費						
□診療・治療 □介護保険サービス □医療品購入 □その他の医療費 → 3 → 4						
□医療品購入 □その他の医療費 ★3						
+3						
·			口区原四牌八	口での他の区僚質	± 2	→ 1
		合	計			★4

(※)給付金、保険金などで医療費の補てんを受けている場合、補てん金は補てんの対象となる医療費を上限と して除かれるので、他の医療費から差し引く必要はありません。

3 控除額の	計算	こちら	5 の 欄 は i	己入の必要	まは あ り ま	t h
支払った医療 (★1+★3)	保険金などで 補てんされる金額 (★2十★4)	差し引き金額 (A — B)	所得金額の 合計額	D×0.05 (1円未満切捨て)	Eと10万円の いずれか少ない 方の金額	医療費控除額 (С — F)
А	В	С	D	Е	F	(最高200万円)
円	円	円	円	円	円	円
			٦		7	医療費控除額は

市民税・県民税申告書の支払った医療費

市民税・県民税申告書の 補てんされる金額 【《150》へ転記します。【《151》へ転記します。 申告書へ<u>転記不要</u>です

「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。

裏面が「医療費控除の明細書」の様式となっていますので、ご利用ください。「医療費の領収書」の添付は不要です。

領収書の添付は不要ですが、提示または提出を求める場合がありますので、 申告期限から5年間ご自宅等で保存して下さい。

・医療費通知(医療費のお知らせ)を添付される場合は、その通知に記載のあるものについては「医療費控除の明細書」の記入を省略することができ、領収書は保存不要です。

医療費控除の 対象となるもの

(代表的な例)

●医師等による診療費や治療費、処方箋により購入した医薬品●入院の対価として支払う食事代●通院や入院のための交通費●治療のためのマッサージ、鍼灸、柔道整復師の費用●治療や療養に必要な一般的な医薬品の購入費●子供の発育のための歯列矯正費●控除対象と記載された一定の施設/居宅サービス費●(※医師等による証明書が必要)義手・義足・松葉杖・義歯・補聴器・おむつ代

医療費控除の 対象には 含まれないもの ●入院時の身の回り品●個室を希望した差額 ベッド代●通院等に使った自家用車のガソリ ン代、駐車場代、タクシー代(◆交通費)

●予防接種やサプリメント等の購入費●日常 生活を補うためのメガネ・コンタクトレンズ 費用●人間ドック・健康診断等の費用(重大 な疾病が見かの対象となった。

た場合は控除の対象となります。)

「医療費通知」とは?

医療保険者(健康保険組合など) から送られてくる通知で、下記の内容が 記載されています。

- ・ 組合員の氏名・ 医療を受けた年月
- ・ 医療を受けた人の氏名
- 病院・薬局などの名称
- 自己負担額 保険者の名称

〈見本〉 医療費のお知らせ

(代表的な例)

被保険者氏名:明石 太郎

△△健康保険組合

巫診左日	受診者名	<u></u> 中	日数	医療費	健保	自己	
文衫牛片	又砂白石	物阮石寺		総額	負担額等	負担額	
O年OF	明石 太郎	〇〇医院	2 ⊟	300,000 円	219,570円	80,430円	
O年OF	明石 花子	□□歯科	2 🛭	16,666 円	11,666 円	5,000円	
600 PAT P	E-5.		100			A	

「医療費控除の明細書」とは?

年間に支払った医療費について、申告者が 定められた様式に下記の内容を記入するもの です。

- ・ 医療を受けた人の氏名
- 病院・薬局などの支払先の名称
- 医療費の区分(◆交通費)
- 支払った金額
- ・ 保険などで補てんされる金額

〈見本〉 年分 医療費控除の明細書

()01/		氏名	S <u>明石</u>	太郎
医療を	病院名	医療費の	支払額	補てん金
受けた人	など	区分	又拉领	補しん並
明石 太郎	〇〇医院	診療	80,430 円	10,000円
11	△△バス	その他	1,080 円	
明石 花子	□□歯科	診療	5,000 円	
	合 計		86,510円	10,000円

◆交通費とは?

公共交通機関の運賃、タクシーの運賃(電車やバスなどの公共交通機関が利用できる場合を除く。)

添付又は提示が必要な書類

- ●裏面の「医療費控除の明細書」(添付)
- ●「医療費通知(原本)」、裏面の「1 医療費通知に関する事項」に記入したものに限ります。(添付)
- ●次の費用について医療費控除の適用を受ける場合は、それぞれ該当する書類(添付又は提示) 在宅介護費用証明書・おむつ使用証明書(医師発行分)・ストマ用装具使用証明書・温泉療養証明書など

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が創設されました。

この特例は、日頃から予防接種などで健康管理の取組を行い、自分や生計同一の家族のために対象となる市販薬(スイッチOTC医薬品)を購入した場合、年間の購入合計額から12,000円を差し引いた額を所得から控除します。(控除上限額88,000円)

- ③この特例と、医療費控除の両方を適用することはできませんのでご注意ください。
- ④この特例を受けるには「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付が必要です。
- ③明石市ホームページで上記の様式をダウンロードできます。 明石市 セルフメディケーション 明細書 検索 ▼



費通知などの書類を添付する場合は、

こちらに貼ってください

お問合せ先:明石市役所 市民税課 14078-918-5013